

令和2年5月29日	
所 属	感染症対策担当
所属長	田原 正規
電 話	06-4869-3062

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（32 例目）最終報

4月15日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（32 例目）について、症状が改善し、退院基準*を満したことから、5月19日に自宅療養を終了しましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 32	1 年代	50 歳代		
	2 性別	女性		
	3 職業	無職		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	4月 5日	咽頭痛、倦怠感あり	
		4月14日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取	
		4月15日	PCR検査陽性確定。容体は安定	
		4月17日	県内感染症指定医療機関に入院	
		4月23日	県内感染症指定医療機関から、県内宿泊療養施設に 入所	
5月 8日	県内宿泊療養施設を退所し、自宅で療養開始			
5月19日	自宅療養を終了			
6 行動歴	4月5日以降、自宅で過ごす。海外渡航歴なし			
7 濃厚接触者	同居人1人（尼崎市31例目）。 <u>その他濃厚接触者は健康観察終了</u>			
8 その他	—			

※退院基準（令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号（抜粋））

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

以 上